

## 一関市民憲章推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、一関市民憲章推進協議会と称す。

### (目的)

第2条 この会は、市民の心のよりどころである一関市民憲章の具現化を図り、住みよい豊かな一関市の実現を目指すことを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民憲章の普及、啓発及び推進に関すること。
- (2) その他この会の目的達成に関すること。

### (組織)

第4条 この会は市内の団体及び個人をもって組織する。

### (会議)

第5条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
  - 3 理事及び監事は総会において選出する。
  - 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続き役員職務を行うものとする。
  - 5 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 総会の定足数は会員の2分の1以上とし、議決は出席者の過半数をもって決することとする。
- 3 総会は、年1回開催し、次の事項を審議決定する。ただし、会長において必要があると認めたとときには、臨時に総会を開くことができる。
  - (1) 規約の制定及び改正に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) その他会長が必要と認めること。

(理事会)

第9条 理事会は、第6条に定める会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集しその議長となる。
- 3 理事会の定足数は理事の2分の1以上とし、議決は出席者の過半数をもって決することとする。
- 4 理事会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 総会提出議案等に関すること。
  - (2) 事業の運営に関すること。
  - (3) 被表彰者の選考に関すること。
  - (4) その他会長が必要と認めること。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため一関市役所に事務局を設置し、次の職員を置き、職員は会長が委嘱する。

- (1) 事務局長 1名
  - (2) 事務局次長 1名
  - (3) 事務局職員 若干名
- 2 職員は次の事務を処理する。
    - (1) この会の庶務及び会計に関すること。
    - (2) 事務連絡に関すること。
    - (3) その他この会の運営に関すること。

(経費)

第11条 この会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮り会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は平成19年1月26日から施行する。ただし初代役員の任期は、平成20年3月31日までとする。